

【諮問第2、4、6、7号】

環境調査報告書一部非公開の件

62川公審第11号

昭和62年7月27日

川崎市長 伊藤三郎 殿

川崎市公文書公開審査会

会長 兼子 仁

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

川崎市長から諮問のありました環境調査報告書に関する一部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査に当たって

当審査会では、実施機関たる川崎市長（以下「市長」という。）から、昭和 60 年 2 月 27 日付けで「昭和 54 年度環境調査報告書のとりまとめ（工場等）一部非公開の件」、昭和 60 年 4 月 18 日付けで「昭和 56 年度環境調査報告書のとりまとめ（工場等）一部非公開の件」、昭和 60 年 7 月 17 日付けで「昭和 58 年度環境調査報告書（工場等）一部非公開の件」及び昭和 60 年 8 月 19 日付けで「昭和 58 年度環境調査報告書のとりまとめ一部非公開の件」について諮問を受けたが、不服申立人（以下「申立人」という。）が同一人であること、請求対象公文書に記載されている情報及び請求拒否処分の内容が同様であること理由から、昭和 61 年 11 月 6 日付け市長からの「不服申立ての併合について（通知）」に基づき、上記の案件を併合して審査した結果、市長と申立人との間における争点に対し、以下のとおり判断した。

2 審査会の結論

- (1) 東京電力株式会社川崎火力発電所・鶴見火力発電所（以下「東京電力」という。）及び日本国有鉄道東京給電管理局川崎発電所（以下「国鉄発電所」という。）の環境調査報告書（工場等）については、添付図面を除き、すべて公開すべきである。
- (2) 他の事業所の環境調査報告書（工場等）については、「発生源施設の構造及び設置場所」、「発生源施設の使用の方法」に関する部分及び添付図面を除いては、公開すべきである。
- (3) すべての事業所に関し、「環境調査報告書のとりまとめ」中の非公開とされた数値は、公開すべきである。
- (4) その他の部分を非公開としたことは、妥当である。

3 請求対象公文書について

(1) 環境調査報告書

川崎市では、昭和 51 年に川崎市環境影響評価に関する条例（昭和 51 年川崎市条例第 41 号。以下「アセス条例」という。）を制定したが、当時、既に川崎市域のほとんどが市街化され、新たに工場等を立地し操業する場合における環境影響評価のみでは、環境改善に十分な効果を期待し得なかったことから、既に立地し操業を行っている工場等についてもアセス条例第 19 条の規定に基づき、アセス条例施行規則（昭和 52 年川崎市規則第 66 号）別表第 2(ア)欄に掲げる事業を行っている者（以下「事業者」という。）に対し、同施行規則第 24 条第 3 項に規定する事項について、定期的に環境調査を行わせ、当該調査報告書を市に提出するよう義務付けたものである。当該報告で義務付けられている事項及び調査項目は、次のとおりである。

ア 報告事項

- (ア) 報告者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (イ) 事業の種類
- (ウ) 事業所の名称、所在地及び規模
- (エ) 発生源施設の種類、構造及び設置場所
- (オ) 発生源施設の使用の方法
- (カ) 環境影響の現況及び推移
- (キ) 環境保全対策

イ 調査項目

大気、水質、騒音、振動、悪臭その他環境に悪影響を及ぼす項目

なお、環境調査報告書は、調査項目が広範囲にわたるため当該報告書に記録されている情報量が膨大であり、また環境調査報告書を提出した事業所の数が多いことから、川崎市では請求者と協議の上、昭和 54 年度分については 20 社から、昭和 56 年度分については 19 社から、また昭和 58 年度分については 19 社から提出された環境調査報告書を請求対象公文書としたものである。

(2) 環境調査報告書のとりまとめ

当該年度ごとに事業者から提出された環境調査報告書を、川崎市が審査し、その結果をとりまとめたもの及び環境調査報告書審査一覧表

なお、昭和 54 年度及び昭和 56 年度については、環境調査報告書及びとりまとめは 1 文書として成冊したものであるが、昭和 58 年度分については、それぞれ別文書として成冊したものである。

4 非公開とした部分

実施機関が非公開とした情報は、次のとおりである。

(1) 環境調査報告書（工場等）について

環境調査報告書のうち、「事業所の規模」、「発生源施設の構造及び設置場所」、「発生源施設の使用の方法」、「環境影響の現況及び推移」及び「環境保全対策」に関する部分であり、事業所によっては記載情報に多少の相違はみられるが、おおむね次のとおりである。

ア 事業所の規模

硫黄酸化物排出量、排水量

イ 発生源施設の構造及び設置場所

該当調査項目に係る発生源施設の名称、使用開始年月日、規模、能力、数量、構造及び設置場所

ウ 発生源施設の使用の方法

- (ア) 大気関係 発生源施設ごとの名称、使用状況（1日の使用時間及び1月の稼働時間）、原燃料、（原材料の種類、使用割合、

1時間あたり使用量、成分割合、燃料又は電力の種類、
混焼割合、1時間あたり使用量、発熱量、燃量中の成分
割合) 排出ガス量、ばい煙濃度、ばい煙量

- (イ) 水質関係 発生源施設ごとの名称、使用状況(1日の使用時間、1
月の使用日数、排水量)、原材料(種別、使用量)
- (ウ) 騒音、振動関係 発生源施設ごとの名称、1日の使用時間、通常の使用開
始時刻・使用終了時刻
- (I) 悪臭関係 物質名、用途

エ 環境影響の現況及び推移

- (ア) 大気 悪臭関係 物質名、測定点濃度、測定条件、測定年月日・時刻、測
定者
- (イ) 水質関係 排水口、排水量、測定項目、測定値、測定条件、測定年
月日・時刻、測定者
- (ウ) 騒音、振動関係 測定地点、測定結果、主たる発生源、気象条件等、測定
年月日・時刻、測定者

オ 環境保全対策

実施した環境保全対策、今後の対策、効果

カ 図 面

「発生源施設の構造及び設置場所」、「発生源施設の使用の方法」及び「環
境影響の現況及び推移」に添付されているそれぞれの施設の設置場所等を
示す図面

(2) 環境調査報告書のとりまとめについて

とりまとめのうち、「審査一覧表」中に記載されている数値に関する部分

5 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、申立人が、昭和59年11月25日付けで「昭和54年度環境
調査報告書のとりまとめ(工場等)について」の公文書閲覧等請求を行ったが、当
該請求に対し、市長が、当該公文書の中には、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎
市条例第3号。以下「条例」という。)第7条第1項第1号及び第2号に該当する情
報が記載されているとして昭和60年2月12日付けで行った一部非公開処分の取消
しを求めるといふもの並びにその後申立人が、昭和59年12月19日付けで「昭和
56年度環境調査報告書のとりまとめ(工場等)について」、昭和60年3月30日付
けで「昭和58年度環境調査報告書(工場等)について」及び昭和60年5月29日付
けで「昭和58年度環境調査報告書のとりまとめについて」に係るそれぞれの公文書
閲覧等請求に対して、市長が行った一部非公開処分の取消しを求めるといふもので
ある。

6 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、「環境調査報告書」及び「環境調査報告書のとりまとめ」の中には条例第7条第1項第1号及び第2号に該当する情報が記録されているとして、市長が一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から条例の解釈・運用を誤っているというものである。

(1) アセス条例を制定するに至った経緯、同条例前文に規定されている理念等を勘案すれば、環境保全が、単に行政や事業者のみによって解決されえるものではなく、住民や市民の協力なくしては成しえないことを示している。

また、アセス条例第3条には、汚染者でない市民にも環境保全のための責務が課せられているが、このような市民の責務は、行政過程への住民参加ということで実現されるものであり、この住民参加を実質的に保障することが環境アセスメントの大きな意義である。したがってアセスメント制度は、まさに情報の公開につながるものであり、環境調査報告書を公開することは当然である。

(2) 公害指定地域である川崎市南部の既存の大工場等に対して、定期的に環境への影響を調査させ、報告書の提出を義務付けていることは、評価しているものであるが、住民参加を骨子とするアセス条例の精神からも広く市民の意見を問うため、公開が義務付けられている環境影響評価報告書と同様に市民に積極的に公開すべきである。

(3) 今日の行政情報の公開は、「知る権利」の問題として提起され、特に川崎市の条例は、前文に「知る権利」及び「原則公開」を掲げ、さらに請求権者を制限せず「何人」としている。これは川崎市が、政策決定過程への住民参加を当然のこととして予定しているものであり、これらの前提条件を勘案すればプライバシー等に関する情報等を除いては、基本的には情報の非公開は極めて例外であり、したがって、条例の適用除外事項は厳しく制限的に解釈し適用しなければならない。

(4) 条例第7条第1項第2号は法人などの情報に関する非公開について規定しているものであるが、その要件は、「活動利益を害することが明らかであるもの」とある。これに該当する情報としては技術上のノウハウがあげられるが、これらは元来工業所有権等によって保護されるべきものであり、川崎市の理由は、企業の論理・理屈を引用しているとしか考えられない。

(5) 昭和60年度環境調査報告書については、すでに「全部公開」されているところであり、したがって、それ以前の環境調査報告書について、非公開とする理由はない。

(6) 川崎市では、事業所の「規模」について、非公開としているが、排出量や規模など過去の実績は企業秘密には当たらない。

(7) 昭和54年度非公開理由説明書では、発生源施設の構造及び設置場所、発生源施

設の使用の方法及び環境の現況と推移について、「一括して非公開とした。」とあるが、条例第7条第2項では、公開すべき情報と非公開とすべき情報とを、可能な限り区分するよう求めていることから早計である。

(8) 昭和56年度非公開理由説明書では、(7)で指摘したことについて、具体的に非公開理由を述べているが、これらについては、次の理由から、なぜ公開すると企業の活動利益を害することが明らかであるのかという理由が明確でない。

ア 各事業所における施設名、当該施設の規模、能力、構造等は、会社のパンフレットや会社案内で記載されており、また有価証券報告書からも知り得る情報である。さらには、情報公開細目基準でも生産能力などは適用除外とされておらず、川崎市自体が非公開とすべき情報に該当するとは認めていない。

イ 企業における効率性、生産コスト、生産エネルギーコスト、技術力などは、企業間の競争原理によって解決されるものであり、さらにこれらの技術上の保護は工業所有権等によって保護されるべきであり、非公開とする理由には当たらない。

ウ パイプラインについて、企業秘密に該当するとの主張だが、コンビナートのパイプラインは外にむきだしており、だれがみても判ることから、非公開とする理由には当たらない。

エ 昭和54年度、昭和56年度及び昭和58年度の環境調査報告書を比較照合することにより、企業秘密である会社の営業方針等が判明するとあるが、これらの情報は、有価証券報告書や経済紙・誌によって知り得るもので、これらの情報から経営方針を知るような迂遠なことはしない。

オ 環境調査報告書の現況と推移には、測定者の氏名等が記載されており、これらの情報は条例第7条第1項第1号に該当するとあるが、これらはプライバシーを守る私人ではなく、法人たる企業の一従業員であり、むしろ、条例第7条第1項第1号ただし書ウに該当し、したがって公開すべきものである。

また、仮に当該情報が同号に該当するとしても、個人名だけを非公開とすれば足りることである。

カ 環境保全対策については、だれがみても企業秘密に該当するはずがなく、川崎市の主張は、企業の論理・理屈を引用しているに過ぎない。

キ 「環境調査報告書のとりまとめ」中に記載されている数値については、公開することにより、企業のイメージダウンとなり、不利益を与えるおそれが強いとした客観的及び合理的内容を明らかにすべきである。

ク 現行公書対策基本法は、「経済との調和」条項を削除し、また川崎市情報公開制度研究委員会の提言でも「人のいのちとくらしにかかわる諸情報の入手、利用を容易ならしめる」云々としてかかる情報の重要性を示し、このような基本的な考え方に基づいて条例第7条第1項第2号ただし書において、「人の生命、

身体又は健康を保護するため公開することが必要と認められる情報」は、たとえ企業の活動利益が害されることが明らかな情報であっても公開することとなっている。川崎市は、全国でも有数の公害病被認定者が発生しているところであり、これらの原因は企業活動によるものである。したがって、環境汚染の原因である企業の活動状況を記載した環境調査報告書は、まさに条例第7条第1項第2号ただし書に該当する情報あり、公開されるべきである。

また、川崎市の主張では、特定の事業活動に起因し云々とあるが、大気汚染は多数の企業群によって発生しているのだから、この論法では永久に公開されないこととなり、このような主張は、条例の適用を誤っているものである。

7 実施機関の主張及び応答要旨

実施機関の主張及び応答要旨は、次のとおりである。

(1) 「環境調査報告」について

環境調査報告書は、アセス条例第19条の規定に基づき事業者から提出を受けたものであり、当該環境調査報告書に記載されている情報は、第三者に関するものであるため、閲覧等の請求対象となった環境調査報告書を提出した事業者に対し、昭和54年度分については「川崎市公文書の閲覧等の請求に対する諾否の決定に係る意見聴取等に関する要綱」に基づいて意見聴取を、また昭和56年度分及び昭和58年度分については、記載されている情報が昭和54年度分と同様のものであることから、意見照会を行った。その結果、川崎市では環境調査報告書中の「発生源施設の構造及び設置場所」、「発生源施設の使用の方法」、「環境影響の現況及び推移」及び「環境保全対策」に記載されている情報の相当量が当該事業所における各企業の機械、設備等の名称、規模、能力、数量、配置状況、稼動時間、さらには原材料の種類等各施設に係る詳細な情報であり、これらの情報及びその関連から生産能力、製造コスト等が、また製造、加工工程における技術上のノウハウ等が判明することから、営業活動上の企業秘密に該当し、したがって、これらの情報を公開することにより、企業の活動利益を害することが明らかであることから、条例第7条第1項第2号に該当する情報と判断し非公開としたものである。また、環境影響の現況及び推移には、測定者等の個人名が記載されており、当該個人名は、条例第7条第1項第1号に該当する情報と判断し非公開としたものである。なお、非公開とした具体的な理由は、次のとおりである。

ア 調査項目ごとの発生源施設が網羅されており、当該情報から知られたい施設名が知れる。

イ 施設名、規模、能力、構造等からどのような製品をどのような施設を利用して、どの程度の効率で生産しているのかが知れる。

ウ 施設の使用開始日から、当該事業所における特定生産品目に係る機器の効率

が推定されるとともに、施設の更新時期が推定される。

エ 上記情報と稼働時間等を組み合わせることにより、例えば、ある特定施設を連続運転し、フル操業していることが推定され、当該事業所における特定製品の生産能力の限界が判る。

オ 当該施設に係る原燃料について、その種類、また燃料を混焼している場合はその割合が知れ、かつ、どの程度の発熱量で稼働させているかが判ることにより、生産量、エネルギーコストが推定される。

カ 原燃料タンクから使用施設までの距離等の関連から、製造工程の合理化の程度と防犯上の理由から企業秘密となっているパイプラインの埋設ルートが推定される。

キ 施設の設置場所は、詳細な図面で図示されており、施設名称と当該図面を併せ知ることにより、特定生産品目に係る関連施設が判明するとともに生産工程が推定され、その関連施設の距離の遠近から効率性、省エネルギーの程度、生産コスト、製造工程、技術程度等が知れる。

ク 昭和 54 年度、昭和 56 年度及び昭和 58 年度を比較照合することにより、施設の稼働、新設、廃止又は休止状況、同一施設に関する稼働時間の変化、製造品目の種類、量等の変化等を比較することにより、当該企業の経営方針が推定される。

ケ 環境影響の現況及び推移には測定者名又は作成者の個人名が記載されているものがあるが、当該個人名と会社名とを併せ知ることにより、当該個人がどの会社のどの事業所に勤務し、どのような業務を行っているかが明らかとなる。

コ 各事業所の環境対策に関する記載から、省エネルギー、合理化の程度、技術上の秘密が知れること及び今後の対策からは、今後の方針、設備投資計画等の営業活動上の秘密が知れることから、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると判断した。

サ 昭和 60 年度環境調査報告書については、「環境管理」という点に主眼を置いて検討した結果、一部様式の統合、簡素化、報告内容の変更等を行ったため、当該環境調査報告書に記載された情報は、条例の適用除外事項に該当しないものと判断した。

(2) 「環境調査報告書のとりまとめ」について

「環境調査報告書のとりまとめ」中において非公開とした情報は、環境影響の現況及び推移から抜粋した数値であり、かつ、各事業所の環境項目に係るそれぞれの測定値の最大値である。これらの数値は、あくまでも事務上の参考事項として記載したものであり、これらを単独で公開するとその評価に正確性を欠き、企業にイメージダウン等による不利益を与えるおそれが強いと判断し、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとして非公開とした。

(3) 条例第7条第1項第2号ただし書について

ただし書の規定は、企業活動が人の生命、身体又は健康に被害を及ぼしているか又は及ぼすことが確実に予測される場合においては、たとえ企業の事業活動の自由を侵してまでも公開すべきであるという、あくまでも公益上の観点から設けられた例外規定である。

したがって、企業の正当な事業活動を侵してまでも公開するという場合は、例えば、その被害が食品の安全性に関するものであるとか突発事故等に係るもので、それが明らかに特定の事業者の事業活動を原因としており、かつ、被害の防止のため、当該情報を直ちに開示しなければならない場合などに限られるものであり、環境調査報告書に記載されている情報は、条例第7条第1項第2号ただし書には該当しないものと判断した。

8 審査会の判断

(1) 「規模」について

環境調査報告書中の「規模」欄に記載されている情報は、当該事業所における硫酸化物排出量及び排水量であるが、これらを非公開とした理由について、実施機関は次のように主張している。

ア 硫酸化物排出量については、記載要領で具体的に指示をしていないため、提出された報告書を見ると、総量規制の規制値を記載したもの又は実績値の平均値を記載したものというように各事業所により相違がみられ、どの数値を記載するかにより事業所間において大きな差が生じているため、各事業所の「規模」欄に記載された情報を一斉に公開した場合、誤解を生ずるおそれが高く、企業のイメージダウンとなる。

イ 排水量についても、冷却水を含んだ数値を記載した事業所と含まない数値を記載した事業所があり、どちらの数値を記載するかによって事業所間に大きな相違を生じ、やはり誤解を生ずるおそれが強く、企業のイメージダウンとなる。

確かに、実施機関が主張するように当該情報を一斉に公開した場合に、同規模の事業所間における数値を比較することにより、用いた数値によっては格差がみられ、それにより誤解を生ずる可能性は考えられるが、「公開することにより誤解を生ずるおそれがあり、ひいては企業のイメージダウンにつながる」という理由で非公開としたことは妥当でない。

(2) 「発生源施設の構造及び設置場所」及び「発生源施設の使用の方法」について

今回閲覧等の請求の対象となった環境調査報告書を提出した事業所は、製造業、電気供給業等であって、これらはいずれも硫酸化物排出量 $5\text{Nm}^3/\text{h}$ 又は排水量 $1,000\text{t}/\text{d}$ 以上となっているところから、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の特定工場にも該当するところが多く、いわゆる大規模な石油精製、鉄鋼、石油化

学等の事業所に限定される。一般的にこれらの事業所は、次のような施設から構成されている。

ア 製造関連施設

- ・大気汚染防止法（悪臭防止法）関係施設
ボイラー、高炉、加熱炉、分解炉等
- ・水質汚濁防止法関係施設
洗浄施設、分離施設、蒸溜施設、処理施設等
- ・騒音規制法、振動規制法関係施設
圧縮機、送風機、破碎機、圧延機等

イ 製造関連施設以外の付帯施設

- ・原料タンク、中間製品タンク、製品タンク等タンク類
- ・製品倉庫及びバラ積、袋積等の製品出荷施設
- ・クーリングタワー（循環冷却水用）
- ・原料ヤード、製品ヤード等

これら施設のうち、「発生源施設の構造及び設置場所」及び「発生源施設の使用の方法」に記載されている情報は、主にアの製造関連施設であり、各事業所は、それぞれ有しているすべての施設を大気関係施設、水質関係施設、騒音・振動関係施設の種類ごとに、かつ、その製造工程順に記載しているものが多く、それら施設は相互に有機的な関連を有しているものである。

確かに、一般的（教科書的）な製造工程や主要施設の種類等は、例えば、鉄鋼にあつては、鉄鉱石を焼結炉で焼き固め、コークスを熱源とし、高炉で粗鋼とし、転炉・電気炉等で精練し、鋼とし、圧延等で鋼板を製造するというような基本的な製造工程であること、また、石油精製にあつては、原油の蒸溜、分離、精製、洗浄そして製品というような基本的な製造工程であること、そのためには、どのような施設が必要であるか等周知の事項が数多くある。しかしながら、現状の同種の企業間においては、他社より優れた品質の製品をより安価で供給するため、企業独自の実績、経験などの蓄積を基に、製造施設の改良、合理化、特殊施設の導入等各企業独自の製造技術に関するノウハウが加えられているものである。

さらにには、その発生源施設の種類ごとに詳細な施設の設置場所を示す図面が添付されている。したがってに記載されている情報とそれに添付されている図面とを併せ知ることにより、当該事業所の製造関連施設の配置はもとより製造工程までが一目で判明することとなり、施設の配置状況、関連する施設の距離などから、当該事業所における合理化の程度、効率性、技術程度などが判明する。

さらに、これらの情報とに記載されている情報とを併せ知ることにより、当該事業所のある時期における活動状態の全容が明らかになる。

また、とは別表となつてはいるが、に記載されている個別施設ごとに対

応する形で、には当該施設の稼働状況、燃料の種類等が記載されており、とは、個別施設にかかわる一連の情報を成しているものである。すなわち、には、各施設名称、配置の順序等が記載され、それらは製造工程・製造方法ないし生産品目にかかわる情報を成し、構造、規模、能力等の情報は、当該事業所の製造にかかわる能力を示し、さらにに記載されている情報と関連して当該事業所の製品生産量、生産コストに関する情報を成している。

また、には個別施設ごとの名称、1日及び1月の稼働の状況、原材料の種類、使用の割合等、燃料の種類、燃料の成分割合、発熱量、排出ガス量等が記載されており、これらの情報は、相互に密接な関連を有している。

例えば付加価値を高めるための加熱炉にあっては、加熱に関する情報、投入熱量に関する情報、稼働状況に関する情報などは、企業秘密とされているところであり、に記載されている情報は、これらに関する情報にも当たり、条例第7条第1項第2号本文に該当する情報といえよう。

かくして、及びに記載されている情報は、各企業がそれぞれの過去からの実績、技術力等を結集して開発し、積み上げてきた特殊専門的スキルに関する情報であると認められ、実施機関が条例第7条第1項第2号に該当するとして、非公開としたことは妥当である。

しかしながら、単なる発熱燃焼施設である一般的な「ボイラー」に関する情報は、当該企業の特長専門的スキルに値する理由に乏しいことが社会常識的に認められる。そこで、もっぱらボイラー施設に関する東京電力及び国鉄発電所に係る情報に関しては、条例上公開することが妥当と考える。

(3) 「環境影響の現況及び推移」について

ア 大気及び悪臭関係

大気及び悪臭については、アセス条例第5条に基づいて設定した環境管理計画の中の地区別環境保全水準において定められている窒素酸化物、硫黄酸化物その他有害物質のうち、当該事業所から排出される可能性のある物質について調査するものとなっており、これらに記載されている情報は、特定の日、当該事業所の敷地境界における風上又は風下に当たる特定地点で、当該事業所から排出可能性が予測される物質について測定したところ、当該物質に係る濃度はいくらであったというものである。これらの情報は、いわゆる煙源を捕捉したものではないこと、測定した高さについても記載されていないこと、さらに大気は常に流動しているところから、当該事業所から排出されている物質は希釈・拡散されていること及び他の発生源からの移入もあることから、当該事業所の敷地境界で測定した濃度は、必ずしも当該事業所の施設から発生しているものとは限らず、したがって、これらの情報を公開したとしても当該企業の事業活動を害することとはならないと判断する。

イ 水質関係について

水質について記載されている情報は、何月何日の何時に当該事業所の排水口から公共水域に排出される排水について、地区別環境保全水準において定められている「人の健康の保護に関する基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」に基づいて、分析し測定したところ、測定値がいくらであったというものである。今回、請求対象となった事業所においては、水質汚濁法にいう特定施設から排出される排水が直接公共水域に排出されているというのではなく、特定施設から排出される排水をいったん処理施設に集め、当該処理施設において処理したものを公共水域に排出するものであり、当該情報は特定施設から排出された排水の分析結果とはいえ、単に当該事業所の排水口から排出される排水の分析結果に他ならない。

また排水量が記載されているが、これらの情報は、当該事業所の特定排水口から排出される排水量が1日当たり何トンであったという事実を記載しているものであり、さらに当該排水量と分析結果とは直接リンクしていないものと考えられる。したがって、これらの情報を公開したとしても企業の活動利益を害するものとはいえない。

ウ 振動、騒音関係

これらに記載されている情報についても、特定の日時に当該事業所の敷地境界において測定したところ、測定結果がいくらであり、その主たる騒音源及び振動源はどういうものであったという情報であること、さらには、当該施設に係る負荷の状況が判明しないことから、これらの情報を公開したとしても企業の活動利益を害するものとはいえない。

エ 測定者名について

環境影響の現況及び推移には「測定者」欄が設けられており、事業所によっては当該欄に測定者の個人名が記載されている。実施機関は、この「測定者」欄を非公開とした理由として、当該個人名と会社名を併せ知ることにより、当該個人がどこの会社のどこの事業所に勤務し、どのような業務を行っているかが明らかになり、したがって当該情報は、条例第7条第1項第1号に規定する「個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る」情報に該当すると主張する。

しかしながら、個人の氏名、勤務先会社名、所属部署、業務等が記載されていても、必ずしも当該情報が条例第7条第1項第1号に該当する情報とはいえ、当該公文書の記載内容、かつ、「測定者」欄における情報の記載内容を加味して判断する必要がある。環境調査報告書は、前述したように事業者から提出を受けたもので、そこに記載されている情報はもっぱら企業の事業活動に関するもの、いわゆる「法人情報」であり、測定者名に関する情報も、実質的には

「法人情報」に該当するものと考えられる。しかしながら、当該情報は、確かに、実施機関が主張するように「個人生活事項」に該当する一面を有している場合があることもまた事実である。ここで当該測定者欄に記載されている情報を具体的に検討してみると、単に測定者の氏名だけを記載しているものがほとんどであり、この程度の情報では、いまだ「個人生活事項」に該当するとはいえないものと判断する。したがって、実施機関が条例第7条第1項第1号を理由に非公開としたことは妥当とはいえない。

なお、申立人は、当該情報が条例第7条第1項第1号ただし書ウに該当すると主張するが、同号ウは、「法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する情報であって」と規定されていることから、環境影響の現況及び推移の「測定者」欄に記載されている情報は、同号ウには該当しないものと判断する。

(4) 「環境保全対策」について

川崎市では、事業者から2年ごとに環境調査報告書の提出を受けており、当該報告書の一部をなしている環境保全対策に記載されている情報は、事業者がその年度ごとに実施した環境保全対策に関するものである。実施機関の説明によると、環境保全対策についての記載様式は特に定めておらず、また、環境保全対策に記載する事項の範囲等も示しておらず、環境保全一般について実施した対策、今後実施する予定の対策及びその効果について記載するよう指導を行ったとのことである。そのため、企業によっては、当該指導に従って環境保全対策一般について詳細な記載をしているもの、また、単にその年度に実施した公害防止対策のみを記載しているもの等その記載内容、記載方法等はさまざまである。

そこで、実施機関が主張する「環境対策に関する記載から、省エネルギー、合理化の程度、技術上の秘密が知れ、また今後の対策からは、今後の方針、設備投資計画等営業上の秘密が知れる」という点に着目して、環境保全対策に記載された情報を検討すると、その主張に該当すると目される情報は、特定施設に実施した個別的公害対策であると考えられる。確かに当該事業者が実施した個別施設に対する良質燃料への転換、バーナー対策、炉内構造対策、排煙対策等は、各事業者が施設の配置状況、操炉バランス等を考慮しつつ施設別に公害対策の方途を検討し、技術的に可能な対策を導入しているものであり、各社独自の技術ノウハウが含まれている可能性は否定できないものとする。しかしながら、ただ単にどの施設にどんな対策を実施したかというだけでは、実施機関が主張する「環境対策に関する記載から、省エネルギー、合理化の技術上の秘密が知れる」とは判断することはできない。なぜならば、これらの情報から、実施機関が主張するような企業秘密が判明するためには、単にどの施設にどんな対策を実施しただけでなく、その施設の製造工程における位置付け、施設の構造、燃料の種類、稼動時間

等当該施設に係る種々の情報と併せもって初めていえるものである。当審査会では、これらの情報を記載した「発生源施設の構造及び設置場所」及び「発生源施設の使用の方法」については、上述した理由により、非公開が妥当と判断したものであり、したがって、単に個別施設に実施した対策に関する情報だけでは企業秘密に該当し、事業活動を害することが明らかであるとはいえないと判断する。また、環境保全対策に記載されている情報は、各企業によりさまざまであるが、その他の記載情報についても詳細に検討したところ、いずれも企業の事業活動を害することが明らかな情報に該当するとはいえないものと判断した。

過去において、川崎市域に深刻な公害が発生し、それによる公害病被認定者が多数生じていることは公知の事実である。また、一時の危機的状況は脱したといわれているが、現在においても新たな公害病被認定者が生じていることも事実である。川崎市のアセス条例においては、責務規定ではあるが、環境保全に係る市、市民及び事業者の果たすべき役割を規定し、また、公害防止条例前文においても第1原則に市民の権利と責任を、第2原則においては事業者の責任を、さらに第3原則においては市が行政としてあらゆる施策を通じて公害の撲滅を図るよう規定している。これらは、公害を撲滅し、環境を保全するためには、すべてのものが協力しなければならないことを端的に示している。なかんずく事業者に対しては、市民の健康と安全を阻害しないよう、当該事業者の事業活動によって生ずる公害を防止するために、環境保全対策を真摯に実施することが求められているのである。

当審査会は、今後とも川崎市の環境行政が有力に進められていくとともに、事業者が環境を保全するための努力をますます強めていくことを念願するものである。特に関係事業者は、現代企業の社会的責任にかんがみ、環境保全対策を実施した場合には、当該実施した対策をパンフレット等により市民に積極的に公表するとともに、川崎市においても環境保全に係る情報を積極的に公開するよう期待する。

(5) 「環境調査報告書のとりまとめ」について

「環境調査報告書のとりまとめ」中における非公開部分について、実施機関は、当該非公開とした理由を、環境影響の現況及び推移に記載されている環境項目(大気を除く。)ごとの測定値中の最大値を記載したものであり、非常に紛らわしい記載方法であり、この数値のみが公開されると誤解を生じ、また不正確な評価を与え、当該企業のイメージダウンにつながると主張する。しかしながら、当審査会では、上述のとおり、環境影響の現況及び推移については、公開することが妥当であると判断したことから、誤解を与える可能性が少ないと考えるものであり、また、開示の時点で申立人にその数値の位置付け等について説明を行うことにより、実施機関の危惧は解消しえるものとする。したがって、不正確な評価と誤

解を生ずるおそれがあり、ひいては企業のイメージダウンにつながるという理由で非公開としたことは、妥当でないと判断する。

(6) 環境調査報告書に対する条例第7条第1項第2号ただし書の適用について

条例第7条第1項第2号においては、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア又はウに該当すると目される情報の場合には、公開することができるとなっている。

川崎市の条例は、公文書の閲覧等の請求に当たっては、その請求目的を問わないものとしている。これは、その請求目的いかんによって、公開の是非の判断に差を設けないという趣旨である。したがって、同号ただし書の適用に当たっても、公開するか否かについては、公益的な見地から公開を求められている公文書に記載されている情報の内容、性格等を勘案して客観的に判断すべきものであり、加えて、地域社会一般の情勢に照らして社会全般的に判断することが条例の正しい解釈適用であるといえる。

当審査会においては、実施機関の行った非公開情報について、前述のごとく、公開・非公開の是非を論じてきたところである。その結果「発生源施設の構造及び設置場所」及び「発生源施設の使用の方法」に関する東京電力及び国鉄発電所に係る情報並びに「規模」、「環境影響の現況及び推移」及び「環境保全対策」については、公開することが妥当であると判断したところから、当審査会が非公開とすることが妥当であると判断した情報について、申立人の主張しているように同号ただし書ア又はウに該当するか否かについて検討することとする。

当審査会が非公開とすることが妥当であると判断した「発生源施設の構造及び設置場所」及び「発生源施設の使用の方法」に記載されている情報は、4(1)イ及びウに掲げているところであるが、当該情報のうち、同号ただし書ア又はウに該当する可能性がある目される情報は、大気関係の「発生源施設の使用の方法」に記載されている排出ガス量に関連する情報であると考える。

周知のとおり、川崎市においては、指定疾病認定を受けている呼吸器病患者が多数居住しているという特殊事情が存在する。したがって、大気汚染をとらえてみても、このような情報を公開するか否かという問題は、人身被害の防止に深くかかわっていることは十分考えられる。しかしながら、同時に同号本文にいう企業の活動利益を害することが明らかな情報を公開するか否かという問題は、人身被害防止のために優先的に必要な情報であるかどうか、つまり、公開することによって得られる公益性と、それによって企業が被る不利益とを比較衡量して総合的に判断する必要があると考える。

川崎市においては、特定地域の環境中における公害物質の許容限度を定めた環境基準を達成しようとするため、硫酸化物については昭和49年から、また、窒素酸化物については昭和53年から、工場単位の総量規制方式を採用している。こ

れら総量規制方式は、工場等が密集して個別施設に係る排出量規制だけでは、環境基準の確保が困難な地域において、工場ごとの硫黄酸化物等の排出量を規制することによって、地域内の汚染物質の排出量を許容量以下に抑え、それによって良好な環境を維持していこうとするものである。このため、この地域における規制対象工場は、工場ごとに許容される硫黄酸化物等の排出量に係る規制値を遵守しなければならないが、当該工場内にある個別施設に係る排出量の運用は、当該工場全体の許容排出量の範囲内で企業の裁量に委ねられているものである。確かに個別施設に係る排出データの公開は、工場ごとにおける公害防止努力を住民公開により促進していくという見地から重要と思われるが、川崎市においては、上述のごとく、総量規制方式を採用しているところから、工場ごとの合計排出量を公開することは社会的必要性が極めて大きいと考えられる。

しかしながら、窒素酸化物の工場ごとの合計排出量は従来から公開していること、また硫黄酸化物の工場ごとの合計排出量については今回公開が妥当であると判断したこと、及び各工場が与えられた許容量を遵守していることを考えた場合、企業の正当な事業活動利益を害してまでも 8(2)で述べた各企業の特殊専門的技術に該当すると目されるこれらの情報を、一般に公開するということが公益上必要とはいえないと判断する。したがってこれらの情報は、同号ただし書ア及びウには該当しないものとする。